様式第６号（第７条関係）

太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する協定書

筑北村自然環境等と再生可能エネルギー関連事業との調和に関する条例（平成30年筑北村条例第19号。以下「条例」という。）に基づき、筑北村（以下「甲」という。）と事業者（以下「乙」という。）は、乙の実施する太陽光発電事業について、次のとおり協定を締結する。

第１条　乙は、この協定の定めるところにより、次の事業を実施するものとする。

　事業の種類　　太陽光発電設備設置事業（太陽光発電施設の設置と管理）

　事　　業　　名

　事業区域所在地　　筑北村　　　　　　　　　　　番地ほか　　　筆

　事業区域面積　　　　　　　　㎡

　定　格　出　力　　　　　　　　kW

　協定対象期間　　　　　年　月　日（協定締結の日）から事業の終了後、太陽光発電設備の

撤去日まで

第２条　乙は、当該事業の実施にあたっては、関係法令及び条例の規定を遵守するとともに、別紙に掲げる事項について、誠実に履行するものとする。

第３条　甲及び乙は、第1条に掲げる事業の実施に伴い、相互に緊密な連絡調整を図り、乙の事業が円滑かつ適切に実施されるよう努めるものとする。

第４条　乙は、当該事業区域内からの排水については、下流域に汚濁や災害等を及ぼすことのないよう適正な維持管理に努めるものとする。

第５条　乙が当該事業区域内及び既存道路等関連する区域で、工事完了後乙の工事施工が原因で当該事業による工作物及び公共施設の破損、災害等が発生した場合は、乙の責任とし、速やかに甲に報告するものとする。

第６条　前条の破損、災害等の復旧に要する経費は乙の負担とし、甲の技術指導を受け、発生後速やかに復旧するものとする。

第８条　乙の都合により、当該事業に伴い構築された太陽光発電設備（その他の附帯施設等を含む。）及び事業区域内の土地について、譲渡又は貸付けにより所有者等が変更になる場合は、乙は変更後の所有者等に本協定書の内容を十分に説明し、承継するものとする。

第９条　乙は、第１条に掲げる事業を終了しようとするときは、甲に届け出るとともに、事前に事業撤退の詳細について協議するものとする。

第10条　乙は固定価格買取り期間終了後においても、引き続き適正な維持管理を行うものとする。

第11条　この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙両者で協議するものとする。

　この協定の締結を証するため、本協定書を２通作成に、甲乙両者記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

　　　　　年　　月　　日

甲　　住　　所　　長野県東筑摩郡筑北村西条4195番地

職 氏 名　　筑北村長

乙　　住　　所

　　　事業者名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名

別紙（　　　　年　　月　　日確認）

|  |
| --- |
| 【植生の保護】  　○樹木の伐採は必要最小限にとどめ、移植できる樹木は事業区域内に生育環境を整備して移植するなどの措置を講ずること。  　○新たに植栽を行う場合は、地域の自然植生に適合した樹種を選定すること。  【土地の形質の保全】  　○土地の形質変更は必要最小限にとどめ、多量な土石の移動は極力避けること。  　　○やむを得ず移動する場合には、擁壁、水抜きの設置、段切り等を行い、土石の流出防止に万全を期すこと。  　○擁壁工を必要とする場合は、できる限り自然石による石積み又は石張工とすること。  　○擁壁の必要ない法面等については、植林、芝張り、種子吹付、その他現地に適した工法により緑化修景すること。  　○切土及び盛土は必要最小限にとどめ、勾配はできるだけ緩和して法面の安定化を図ること。  【希少野生動植物の保全】  　○希少野生動植物（レッドリスト及び長野県版レッドリストに掲載の動植物）の生息地及びその周辺には太陽光発電設備を設置しない又は適切な保全措置を講ずること。  【災害の防止】  ○土砂流出等災害を未然に防止するため、沈砂池、シガラ柵等防災施設の設置を先行し、下流に対する安全を確保すること。  　○洪水調整池の使用にあたっては、諸法令の許可基準を遵守し、維持管理を適正に行うとともに、  調整可能量のチェックを行うこと。  　○事業区域内に十分な雨水の浸透施設を設置するなどの排水対策を行うこと。  ○防災施設の設置にあたっては、他法令の規定による許可条件等に違反しないよう留意すること。  　○降雨時には事業区域を監視し、災害の予兆等の異常がある場合には速やかに甲に連絡すること。  　○落雷、洪水、台風、大雪、地震等の異常気象発生後は速やかに現地にて異常がないか確認し、異常が発見された場合には早急に対応するとともに、甲に報告すること。  　○がけ崩れ、出水のおそれがある土地の場合は、地盤改良や擁壁工を行うこと。  　○地盤が軟弱な場合は、地盤改良や擁壁工の措置を行うとともに、区域外での隆起や沈下が生じないよう、土の置換や水抜き等を行うこと。  　○切土や盛土により「がけ」が生じる場合は、がけの上端に続く地盤面は、雨水等ががけの反対方向へ流れるような勾配にすること。  　○切土によるすべりやすい土質がある場合は、杭打ち、土地の置換等のすべり対策を行うこと。  　○盛土を行う場合は、ゆるみ、沈下又は崩壊が生じないよう、概ね30cm以下の厚みの層に分けた土盛り、ローラーその他これに類する建設機械を用いた締め固め及び必要に応じ地すべり抑止杭設置を行うこと。  　○傾斜地に盛土を行う場合は、段切り等のすべり面対策を行うこと。  　○切土、盛土を行う場合は、擁壁、石張り、芝張り、モルタルの吹付等の切土・盛土面の保護を行うこと。  　○切土、盛土を行う場合で地下水によりがけ崩れや土砂の流出のおそれがある場合は、事業区域内の地下水を排出する排水施設を設置すること。  　○擁壁を設置する場合は、擁壁については、構造計算等による安全の確認を行い、裏面排水の措置を行うこと。  　○高さ２ｍ以上のがけに擁壁を設置する場合は、擁壁については、建築基準法施行令第142条の規定を準用した構造とすること。    【水資源の保護及び水質保全】  ○事業区域内の給水は既存の水源から取水することとし、事業区域内ではボーリング等による取水は一切行わないこと。  ○水資源保護及び水質保全については甲と十分協議し、既存水源の水量及び水質の維持に支障がないよう水源周辺の保護を図るとともに、下流水利権者と調整すること。  　○（事業の実施場所付近に水源がある場合）事業区域内の雨水はできる限り浸透させ、地下水の涵養に努めること。  【環境衛生及び環境の保持】  ○雑排水及び廃棄物等による環境汚染を防止すること。  【景観の保全】  　○太陽電池モジュールの色彩は、周囲と調和した色彩とし、低明度かつ低彩度で目立たないものとするとともに、原則として、黒、グレー系又はダークブラウンの中から周囲と調和するものを選択すること。  　○太陽電池モジュールは、低反射のものを使用するとともに、文字、絵、図等が目立たない又は描かれていないものを使用すること  　○フレームについては、素材は低反射のものを使用し、色彩は景観形成拠点等からの影響が無いよう、景観に配慮されたものを使用すること。  　○パワーコンディショナー、分電盤、フェンス等の付属設備の色彩は、景観形成拠点等からの影響が無いよう、景観に調和したものとすること。  　○道路沿いや民家等に隣接して設置する場合は、通行者、通行車両、民家等から直接見えないように植栽やフェンス等で目隠しを行い、可能な限り目立たないようにすること。  　○尾根線上、丘陵地又は高台に設置する場合は、太陽光発電施設の設置及び樹木の伐採により稜線を乱すことが無いようにすること。  　○主要な道路から望見できないよう、植栽又は不透過性のフェンス若しくはその双方を設置すること。  　○主要な眺望点からの眺望に配慮し、太陽光発電設備の色彩を背景と同化させることや植栽を用いる等、人工物の存在感を軽減させること。  　○電線類は可能な限り地中化すること。  【太陽光発電設備設置工事】  ○太陽光発電設備設置工事にあたっては、不測の災害を未然に防止するため、防災設備及び道路施設が完成した後に着工すること。  ○降水量が多い時期には、土砂流出等の災害防止策を履行すること。  ○太陽光発電設備設置工事中及び完成後において、降雨時には常にパトロールを実施し、関係住民、農地及び林地等へ被害を与えないよう万全の措置を講ずること。  ○太陽光発電設備設置工事中及び完成後において、進入路及び管理用道路等の危険個所に交通安全施設及び標識を措置し、安全かつ円滑な通行を確保すること。  ○管理用道路の縦断勾配が10パーセントを超える箇所については、舗装の上、滑止めを施工すること。  ○一般交通車輌等の安全を図るため、工事期間中は要所に交通誘導員を配置する等、万全の措置を講ずること。  ○太陽光発電設備設置工事にあたっては、重機の使用や大型車両等の通行等による大気汚染、水質汚濁、騒音等を防止するよう万全の措置を講ずること。  　○予め工事関係者に対して本協定の内容を周知徹底させ、秩序ある工事を行うよう指導すること。  　○事業区域において埋蔵文化財等の発見があった場合には、直ちに工事を中止するとともに関係機関に連絡し、その指示に従うこと。  　○工事期間中においては、事業名、工事期間、事業者名、事業者の連絡先、工事施工者名及び施工者の連絡先を表示すること。  【太陽光発電設備の設置及び管理】  ○著しく傾斜している土地とその周辺には太陽光発電設備を設置しないこと。  ○周辺道路を通行する車輌に設備の反射光が当たらないよう考慮すること。  ○事業区域が家屋に隣接している場合は、低周波音を防止するため、パワーコンディショナーは家屋から可能な限り離した場所に設置する又は防音壁を設置すること。  ○発電所の周囲にはフェンス等を設置し、出入口を施錠するとともに、出入り口に立ち入りを禁止する表示をする等の立ち入り防止措置を講ずること。  ○事業区域の入口に事業名、事業者名、事業者連絡先、保守点検責任者名及び保守点検責任者連絡先を表示すること。  ○設備の保守および維持管理については、できる限り事業区域に１時間以内に到達できる事業者に委託すること。  ○事業区域付近に水源又は住宅地がある場合、事業区域の管理にあたっては、農薬及び除草剤は使用しないこと。  【太陽光発電事業を終了する場合の取扱い】  　○乙が事業を終了する場合は、太陽光発電設備を含む設備及び施設等の解体・撤去・整地・植栽等の原状回復を適正、かつ、速やかに行うこと。  　○乙は予め太陽光発電設備の撤去費相当額を廃棄等費用積立ガイドライン（自然エネルギー庁　2021年公表）に基づき積立てること。  　○太陽光発電設備の撤去にあたり廃棄が必要となる場合には、関係諸法令等に基づき適切に処理すること。  【損害賠償等】  ○乙は、当該事業に起因する土砂流出等による災害の発生、水源の減水及び水質の汚染等により乙以外に損害を与えた場合には、誠意をもって速やかに復旧措置を講ずるとともに、損失の補償にあたっては誠実に履行すること。  ○資材運搬等に使用する公道が通行の安全確保に支障があると道路管理者等の関係機関が認めた場合、又は損傷を与えた場合は速やかに道路管理者と協議し、乙の負担により必要な工事等を施工すること。  【その他】  ○事業の実施にあたっては、事前に関係諸法令等における必要な手続きが完了していることを確認し、許可条件等を十分遵守し違反等のないように施工すること。  ○当該行為の着手及び完了時には、速やかに甲にその旨を文書で通知すること。  　○乙は、天災、事故、機器の故障等のトラブルが生じた場合の対応について維持管理計画書を作成し、発電事業の開始までに甲に提出すること。 |